

山口東京理科大学
調査特別委員会記録

令和2年6月12日

【開催日】 令和2年6月12日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前11時15分～午後0時33分

【出席委員】

委員長	高松秀樹	副委員長	藤岡修美
委員	奥良秀	委員	笹木慶之
委員	中村博行	委員	松尾数則
委員	森山喜久	委員	山田伸幸
委員	吉永美子		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部出席者】

大学推進室長	大谷剛士	大学推進室主査	大坪政通
大学推進室主任主事	尼崎幸太		

【事務局出席者】

事務局長	尾山邦彦	議事係長	中村潤之介
------	------	------	-------

【付議事項】

- 1 建築基準法違反事件に係る経過報告について

午前11時15分 開会

高松秀樹委員長 それでは、ただいまより山口東京理科大学調査特別委員会を始めます。付議事項に入る前に、異動があって自己紹介があるということをお願いします。

大坪大学推進室主査 はい、失礼します。4月から大学推進室のほうに参りました、主査の大坪と申します。どうぞよろしく願いいたします。

高松秀樹委員長 はい、よろしく願いいたします。すいません、お名前をもう一度。

大坪大学推進室主査 大坪でございます。

高松秀樹委員長 それでは、付議事項に入ります。本日の付議事項は、建築基準法違反事件に係る経過報告についてということで、執行部より説明をお願いします。

大谷大学推進室長 それでは、御説明をさせていただきます。今年の3月定例会におきまして、山口東京理科大学の敷地内における教育研究活動等に使用する薬品及び高圧ガス等の危険物の貯蔵数量が、建築基準法に定める基準を超え、同法に違反している状況につきまして御説明、御報告いたしました。3月以降、現在までの経過、状況につきまして御報告させていただきます。また、3月定例会におきまして御説明いたしました内容の一部に誤りがあり、訂正し、おわびしなければならないことがこの度判明いたしましたので、併せて御報告させていただきます。なお、前回の報告から時間が経過しておりますので、まず、初めに、これまでの経緯を簡単に御説明させていただきます。当該案件は、平成30年度に完成いたしました危険物倉庫棟が、消防法で定められた耐火構造の基準を満たしていなかったことから、当該施設を危険物倉庫として使用することができない状況となりましたが、当該倉庫は大学の教育研究活動を行う上で必要な施設であることから、新たに危険物倉庫を建設することとし、昨年6月定例会におきましてこの新たな危険物倉庫を建設するための実施設計業務に係る補正予算を提出し、議会の議決を経て、入札を行い、昨年8月末から実施設計業務を進めてまいりました。この実施設計業務の過程におきまして、大学の敷地内における危険物の貯蔵数量

が建築基準法に定める数量を超え、同法に違反していることが今年1月に判明したため、現在、新たな建築確認申請を行うことができず、新たな危険物倉庫を含め、建設工事を進めることが困難な状況となっております。ここまでを、さきの3月定例会におきまして御説明させていただいたところであります。続きまして、その後の経過につきまして御説明いたします。その後の経過につきましては、3月末までに県の担当部署に当該案件の現状等に関する報告書を提出し、特段の指摘等はございませんでしたが、4月末に提出する報告書につきまして事前に県の担当部署に確認をしていただいた際に、報告書に記載されている危険物の貯蔵状況について、消防法上、問題がないことを消防署に確認されましたかとの問合せがありました。消防法上問題がないかにつきましては、今年1月末から2月初めにかけて市と大学で小野田消防署に確認を行った上で、3月末に県の担当部署に報告を行っていたことから、3月末の貯蔵状況から若干の変動はあったものの、消防署に確認をした範囲の中での変動でありましたので、4月の報告の際には、改めて消防署に確認をしておりませんでした。しかし、県の担当部署から問合せがありましたので、念のため、小野田消防署に確認をお願いしたところ、4月24日に小野田消防署から電話があり、「現在の貯蔵状況は消防法上問題がある」との回答がありました。さらに、「このことは2月に大学に連絡した際にも伝えていますが」との話をされました。このため、大学にこのことを確認いたしました。大学からは「小野田消防署からの連絡は消防法上問題ない旨の内容であったと認識している」との回答があり、双方の認識が異なっている状況となっております。しかし、消防署から消防法上問題があるとの指摘があったことから、すぐに適正な状況となるよう大学に対応をお願いし、迅速に対応していただきました。なお、この2月の連絡につきましては、小野田消防署から大学へは電話によるもので、連絡を受けた大学から大学推進室へはメールによる報告でありました。消防法違反が判明し、適正な状況となるよう対応した後の危険物の貯蔵状況につきましては、大学推進室から小野田消防署に文書で確認を依頼し、消防法上問題がない旨の回答を文書で頂いております。これにより、

4月末までに提出することとなっております。県の担当部署への文書につきましては、提出期限が過ぎましたが5月中旬に提出し、県の担当部署からは現在まで指摘等はありません。次に、この度、発覚いたしました消防法違反の具体的な内容につきまして御説明いたしますので、お配りしております資料1、A4の用紙になりますが、そちらを御覧ください。消防法では建物、設備ごとに貯蔵できる危険物の数量が定められていることから、今年1月末に小野田消防署に確認をお願いしたのは、赤色の線でお示しをしております薬学部棟のA・B・C棟、現在の6号館・7号館・8号館になりますが、この3棟が閉鎖された渡り廊下でつながっていることから、この3棟全部で1棟と見るのか、又はそれぞれを1棟として見るのかについての確認でした。なお、実際に危険物を貯蔵しているのはA棟とB棟——6号館と7号館——で、C棟——8号館——には貯蔵されておられません。基本的には、建物1棟につき、消防法で定められた危険物の数量の1倍未満しか貯蔵できませんので、このA・B・C棟の3棟全部で1棟と見るのか、別々に見るのかにより貯蔵できる数量が異なってまいります。今年1月末に小野田消防署に確認した時点におきましては、大学では、この3棟を別棟と認識し、それぞれを1棟として建物ごとに消防法に定められた数量の1倍未満となるように貯蔵しておりました。しかし、今年4月末に大学推進室が小野田消防署に確認した際の回答は、この3棟全部で1棟として取り扱うことになるので、現在のA・B棟——6号館・7号館——の危険物の貯蔵状況は、消防法に定められた基準の数量を超えている状況であるとの内容でありました。大学における危険物の貯蔵状況の推移につきましては、資料2、A3とA4の用紙になります。A4の用紙は3月定例会で配布したもので、参考として添付しております。推移につきましては、A3の用紙にお示しをしておりますので御覧ください。上から、今年の2月12日現在、3月31日現在、4月30日現在における建築基準法における状況、細長い表になりますが、それと消防法における状況、小さい表になりますが、それをお示ししております。建築基準法につきましては、細長い表の右側の倍数を御覧ください。2月12日現在が3.701倍、3月31日

現在が3.354倍、4月30日現在が3.41倍と、いずれの時点におきましても基準の3倍以上の危険物が貯蔵されており、建築基準法に違反している状況となっております。ちなみに、用途地域を現行の第一種住居地域から準工業地域に変更した場合には、一番下の細長い表になりますが、4月30日現在の数量で見ると、現行の3.41倍から0.244倍となり、1倍を超えないこととなり、基準の範囲内となります。消防法につきましては、小さい表の赤い線で囲んでいます。6号館と7号館の貯蔵状況を御覧ください。2月12日現在と3月31日現在では、この2棟を別棟と認識していたことから、6号館と7号館、それぞれの棟では1倍未満の貯蔵量となっておりますが、2棟を合計した貯蔵量が1倍を超えていますので、消防法に違反している状況となっていました。しかし、このことが判明してから直ぐに大学に対応していただきましたので、4月30日現在では、6号館と7号館合わせて1倍未満の貯蔵量となり、消防法の規制の範囲内となっており、消防法違反の状況は解消されております。先の3月定例会では、大学の危険物の貯蔵状況につきまして、建築基準法には違反していますが、消防法上は問題ありませんと御説明しておりましたが、ただいま御説明いたしましたとおり4月末までは消防法上においても違反している状況となっております。事実と異なる内容を御説明した結果となり、誠に申し訳ございませんでした。おわび申し上げます。最後に、3月定例会の当委員会におきまして、建築基準法違反の件は、大学周辺にお住いの方は大変不安に感じておられると思われることから、周辺住民の皆様に対して説明会の開催を、との御意見を頂いておりましたので、このような事態を招いた経過と危険物の貯蔵状況、今後の対応等について説明する住民説明会を大学と合同で開催する予定としておりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、不特定多数が参加する住民説明会の開催を取りやめることとし、住民説明会に代えてお手元に配布しておりますチラシを大学とともに作成し、大学周辺の山陽小野田市の3自治会である須田の木、東須田の木、須恵東と、宇部市の2自治会である原10区、原13区の各世帯並びに大学周辺の事業所に、6月

10日から順次配布し、本日、6月12日に配布し終える予定となっております。また、このチラシにつきましては、市のホームページに6月10日から掲載しております。以上で報告を終わります。

高松秀樹委員長 はい、報告がありました。毎回来られて謝罪されるような状況が続いておるんですが、いわゆる4月末までは消防法上違反があったという説明でした。委員の皆さんから質疑があればお願いします。

山田伸幸委員 6号館と7号館について、大学が対処したということなんですけど、どういうふうな対処をされたのかお答えください。

大谷大学推進室長 危険物の貯蔵につきましては、6号館、7号館以外にも、工学部棟である1号館、2号館、3号館等もありますので、そちらのところに移動して、そちらの建物も消防法に違反しないよう、1.0を超えない範囲で移動していただいたということです。

山田伸幸委員 移動しても研究とか実験等に支障はない状況なんでしょうか。

大谷大学推進室長 一応、研究等に支障がない範囲での移動と認識しています。

山田伸幸委員 住民説明会を今できないという事情は理解していますが、都市計画の関係での事務作業は今どうなっているんでしょうか。

大谷大学推進室長 都市計画の用途地域の変更につきましては、5月18日から6月5日まで、変更の素案等の縦覧をされまして、この素案に対する意見ということで、公述の申出書につきましては、6月1日までが期限となっておりますが、特に意見等はなかったということで、意見等があれば公聴会を開くということで、その公聴会が開かれれば6月8日に開催予定でしたが、公聴会がないということですので、今後は計画案の縦覧等をまた都市計画審議会等開催されて、手続を踏まれるという予定

になっているとお聞きをしております。

奥良秀委員 今、説明の中で、当初は3棟を別で計算していたと。いつからか、3棟一緒に計算するということがあったんですが、そもそもこれは、もともとA棟、B棟という建物ですけど、どちらが本当なんですかね。

大谷大学推進室長 建築基準法では一つの建築物についての明確な規定がない状況で、その一つの建築物とは外観上分離されておらず、また構造上も外壁、床、天井、屋根といった建築物の主な構造部分が一体として連結し、あるいは密接な関係を持って接続しているものと解すべきと。これは、東京地方裁判所の判決になるんですが、それぞれ判決がございまして実際に一つの建物と判断するには、それぞれの個々の建物を見てその状況を見て、今申しました外観と構造上、機能上、それらを勘案して一つの建物と見るかどうかというのを判断すると。実際に、この度のA・B・C棟につきましては、消防署のほうで実際に図面等もございましてそれを見られて、これは、A・B・C棟は一つの建物という判断をされたということです。

奥良秀委員 いや、要は建物を建てるときは、A棟、B棟、C棟と分けて造られましたよね。でも今、消防では3棟一緒ですよ、消防法のほうでは一緒ですよという流れの中で、造られるときに、執行部のほうで、一緒なのか別々なのかどういう見解だったのか。どちらですか。

大谷大学推進室長 建築確認申請の中ではA・B・C棟は全て1棟で申請しておりますが、このような、消防法上の中で1棟と見るかということは多分念頭にはなかったと思います。

高松秀樹委員長 もう一度、最後のほうが聞こえなかったんです。

大谷大学推進室長 特に、今回問題となっている消防法上で1棟と見るかとか、

そういったことは特に認識はしていなかったと思います。

奥良秀委員 いや、建物を建ててA棟、B棟、C棟というのが消防法でどういうふうになっているかっていうのは認識がなくて、とりあえず造ってみただけで結局こうだったよということで、要は造るときには全く頭になかったということで認識していいんですよ。

大谷大学推進室長 危険物倉庫とか少量危険物倉庫ということであれば、こういったものを置くということで、あとA・B・C棟につきましては、建てた後に大学の先生方がどういうふうに置かれるかということになるかと思いますが、当然市としてはこういった考えがあるということは認識しておかなければならなかったかも分かりませんが、実際に危険物を取り扱われ貯蔵されるのは大学になりますので、大学自身もこういった、実際に工学部棟で危険物を既に管理貯蔵されておりますので、そういった認識も必要ではなかったかなとは考えております。

奥良秀委員 あれだけ何回も往復して、母校に行かれて情報交換されて、あちらのほうも、要は1棟だけで建物を建てるわけじゃなくていろんな棟があって、いろんな危険物を貯蔵されていますよね。分かることですよ、そういう情報交換していれば。結局、情報交換できていなかったってことですよね。

大谷大学推進室長 おっしゃられるとおり、結果としてこういう状況を招いたということは、そういったことの情報交換をしてないというふうに考えております。

奥良秀委員 この件に関しては最後ですけど、あれだけ理科大のことで建物の構造等々の問題があった中で、きちんと情報交換、本校とこちらの大学等で情報交換を密にしていますよっていうことは、ひっくり返るということですよ、この件に関しては。

大谷大学推進室長 こういった結果を招いたということであれば、当然そういった情報交換をしてなかったということになるろうかと思います。

高松秀樹委員長 今回の指摘はもっともな話で、今回初めてじゃないじゃないですか。私は、特に専門家じゃないのでよく分からないんですけど、なぜこんなことが分からなかったのかとか、さらに、なぜこんなことになってしまったのかっていう、それはどこに責任があるのか。説明の中で、消防は大学には電話しましたと。大学はそんな電話を受けていませんと。今そういう話やったですよ。違いますか。

大谷大学推進室長 消防から大学に電話で、以前お尋ねした内容がこういう回答ですという電話連絡があって、その受けた大学から市に対しては消防からこういう連絡がありましたというのをメールで回答があったということです。

高松秀樹委員長 何だかね。委員の皆さん、すいません、質疑のある方は。

吉永美子委員 今回こういったカラーで見やすいチラシを作られて、それについては評価するんですけど、先ほど自治会とか事業所とかがって言われたんですが、そうすると自治会の会員の皆さんについては、今日までで終了予定と言われましたけど全世帯にこれは配布をきちんとされたということによろしいのでしょうか。

大谷大学推進室長 一応、この配布につきましては、選挙等で選挙公報を配られる業者に依頼をしました。当初、新聞折り込みの形で入れることを想定しておりましたが、通常の新聞の配達区域とこちらがお願いする区域がちよっと異なっているということで、一応全部、各戸に配布して、新聞折り込みではなくて各戸に配布していただくということでお願いしております。自治会便でいくと自治会未加入の方もいらっしゃいますので

その判断がちょっとつきかねますので、各戸のポストに入れてくださいと業者をお願いをして、6月10日から本日まで配布していただくということにしております。

吉永美子委員 すいません、今、選挙公報と言われましたけど選挙公報は家には入ってきてないので、だから選挙公報と同じとなると家に入らないということになるから、その辺はきちんとその契約をされた中で委託料とかがあるんでしょから、各戸なのかをちゃんと把握できますよね。

大谷大学推進室長 一応、配布するに当たりまして、地図で示させていただいて、この範囲の中の全世帯、事業所に配布をお願いしますということをお願いをしております。

吉永美子委員 それと、問合せというのはあんまりないと思うんですけど、逆にいうとこの山口東京理科大学がマニュアルを作り、管理体制をちゃんとしていますよというアピールにもつながるものと思うんです。そういう意味では、やはりきちんと全戸に行くことは大事だと思いますし、また問合せっていうのは余りないと思うんですが、これは何時から何時まで山口東京理科大学が受けられるようになっているんですか。

大谷大学推進室長 特に時間等にいつまでということは特段指定をしております。通常、大学が開いている時間帯には、連絡については市役所と同じで、もう一応担当者を決めていただいておりますので、その方が主に対応されるということになります。

吉永美子委員 もし、大学が終わった後に電話されても、ちゃんと留守番とかきちんと対応が、掛けられた方にとっては問合せってここですよって言いながら、何じゃこれっていうことはないっていうことですね、せっかくなので。

大谷大学推進室長 大学につきましても市と同じように警備員がいらっしゃいますので、警備員が受けられて、当日無理であれば翌日とか、御連絡先を確認されれば、折り返し電話することは可能かと思っております。

吉永美子委員 これはホームページにも載せるっていうことですが、この理科大学のことについてもきちんとホームページに載りますね。理科大学からっていうことですよ。

大谷大学推進室長 一応チラシの表面と裏面全てが見られるようにしておりますので、市のホームページにはこのチラシそのものが載っております。

吉永美子委員 ホームページに理科大学のところがありますよね。そのところをクリックしたらちゃんと出るんでしょっていうことをお聞きしています。

大谷大学推進室長 新着情報のところに一応こういったものが出ますということで今載っております、そこをクリックしていただくと、今大学推進室のほうに出るようにはなっております。

吉永美子委員 すいません、しつこくて。理科大のところに載らないということですね。せっかく理科大からってなっているのに。載せてあげていただきたいなと思ったんですが。

大谷大学推進室長 そういった御意見がございましたので、大学に依頼しまして、そちらでも見られるような形でお願いしていきたいと思います。

高松秀樹委員長 室長、山陽小野田市立山口東京理科大学からのお知らせですってあるので、吉永委員の言われるように市にも入れる、大学のホームページにも入れるっていうことですね、よく検討して実行してもらいたいと思います。

山田伸幸委員 この対象が今、薬学部、工学部関係ということになっているんですが、食堂とか宿舎とかは関係ないんでしょうか。

大谷大学推進室長 第1食堂にちょっとありますが、これは手指とかの消毒用のも全て入れたものになっておりまして、薬学部棟の食堂につきましては6号館に含まれておるということになります。あと学生宿舎等につきましては、今、置いていない状況になっております。

松尾数則委員 消防法上問題がないわけではないと思っていたんですよ。前回も言ったように、当然こういう事業になって、どこがおかしいですよって指摘すればよかったんですけど、そこまでちょっと調べてなかったものですから。ただ問題は、説明会も開けないと。こういう状況ですからね。その分、より遅れるわけです。学生もやっぱり違法建築物の中で勉強していると、学問をやっているんだとなると、やっぱり不安に思われるんじゃないかと思うんですね。もう早急にいろんな問題を片付けてやっていただきたいと思うんですか。大体のタイムスケジュールみたいなものが出てないんでしょうか。

大谷大学推進室長 用途の見直しの関係ですか。(「はい」と呼ぶ者あり)一応、市のホームページの都市計画の部分に掲載されておりますが、これから順調に手続が進んでいった場合は、8月の下旬ぐらいに用途の見直しに係る決定の告示が打てるのではないかと。そうすれば、9月以降ぐらいには用途が変更になるのではないかと考えております。

松尾数則委員 結構思ったより早かった。それは県のあれも含めてですね、当然。(「はい」と呼ぶ者あり)はい、分かりました。それから危険物倉庫が建てられるようになる、新たにね。今のところ、そうすると、授業、学業に対して危険物がないからといって問題は基本的に起きていないと。

大谷大学推進室長 今のところ、教育研究に支障がない範囲で貯蔵しているということです。ただ、今の状況では、その貯蔵状況が建築基準法において違反になっておるという状況ですが、研究活動については支障がないと。今は、後期の授業を前期に持ってこられて、研究等は後期に持っていくという体制を取られておりますので、現在のところは特段問題ないと思います。

高松秀樹委員長 法令遵守って、行政は当たり前の話なんで、ちょっといろいろこう、いろんところでコンプライアンス違反が、理科大だけじゃなくて見受けられる部分もあるんで、しっかりそこは気を付けてください。

奥良秀委員 説明会のお話なんですけど、3月頃にはコロナ、3月、4月、5月ぐらいでかなり激しかったんですが、東京ではアラートも外されまして、今からは少しずつ緩んでいく中で、せめて3自治会ということであれば、自治会長ぐらいにはきちんと説明される義務はあるとは思いますが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

大谷大学推進室長 一応、このチラシを作成し配るに当たりまして、事前に3自治会長と宇部の自治会長、ちょっとお一人はもう来られなくてもいいと言われたんで、小野田地区のほうの自治会長様のところには御訪問して事情を御説明して、こういう形でチラシを配らせていただきますということは御説明を差し上げております。

奥良秀委員 あともう一つ、ちょっと不動産は余り詳しくないんですが、今回用途を替えるということで、近隣の土地の地価がどういうふうに変化するかっていうのは調べられていますか。

大谷大学推進室長 こういった事態を招いて、用途地域の変更しか手段はないということで見直しをお願いする立場ですので、実際の用途地域の変更に当たりましては関係課で行われますので、ちょっと私どもでこういっ

たふうになるということは検討しておりません。

奥良秀委員 いや、是非住居地域から準工業地域に替えられるということなんで、私も不動産に詳しくないんですけど、もしかしたら土地の価格が変動する可能性もあると思うんですが、前例がいろいろあると思いますので、その辺はやっぱりきちっと事前に調べられたほうが、またより住民の方に説明しやすいと思うんですが、いかがでしょうか。

大谷大学推進室長 ちょっと戻って対応を検討したいと思います。

山田伸幸委員 これから用途地域の見直しということなんですけど、資料1の地図でいうと、見直しの範囲はどこになるんでしょうか。

大谷大学推進室長 ちょっとこの地図では市境が出ていないんですが、薬学部棟は全て宇部市の地域になります。見直しは山陽小野田市側になりますので、薬学部、赤い線で囲んである左側が小野田地域になります。第1食堂ぐらいからが多分小野田地域になると思いますが、そこまでが山陽小野田市側の第一種住居地域になっておりますので、そこが準工業地域に替わる、理科大の中、敷地内が替わるということで、今薬学部棟は宇部市の地域で第一種住居地域のままということになります。

山田伸幸委員 宇部市側の土地についてはどうなるんですか。どういう見直しなんでしょうか。

大谷大学推進室長 特に、宇部市については特に見直される予定はないと思います。一応この地域、この土地を一つの区画と見ておりますので、面積が多いほうの用途地域が適用されるということですので、山陽小野田市側のほうが6ぐらい、宇部市側が4ということで、山陽野田市側が準工業地域になれば準工業地域の用途の規制が適用されるということなんです。

山田伸幸委員 それは、この地図ではグラウンドまでも含めてになるということなんでしょうか。

大谷大学推進室長 ちょっと複雑になるんですが、一番赤い線、建物、薬学部棟より左側が第1種で、準工業地域に変更しようとしている地域になります。薬学部棟から入るグラウンドまで行かないところ、そこに水路が走っていますので、そこから水路まで、薬学部棟が建っている敷地につきましては、第1種住居地域のまま。そして、今度グラウンド、テニスコート整備しようとしている一番右側の土地につきましては、現在、工業地域だったと思います。

藤岡修美副委員長 用途地域が見直されて、新しくまた危険物倉庫を建てられると思うんですけど、消防法上の貯蔵倍率を見るとかなりぎりぎりなんですけど、新しく危険物倉庫が建て替わったらこの辺はかなりクリアされるところと考えていいですか。

大谷大学推進室長 危険物倉庫が建てられれば、問題はないと考えております。

藤岡修美副委員長 それと室長の答弁で気になったのが、理科大側が消防法上の違反を消防から連絡等々でいろいろそごが出たんですが、結局は納得されたんですかね、消防法上の違反を。

大谷大学推進室長 これは管轄している消防署からそういった指摘を受けて、そういう違反状況にあるということであれば、それに従っていくということになるかと思いますが。納得するかしないかっていうことよりも、しかるべき機関からそういった指導があれば、適切に対応していくということになるかと思いますが。

中村博行委員 確認ですが、先ほど6割以上、本市が用途変更をすれば残りの薬学部棟も可能であるという御説明だったんですけども。その辺また、

「いや実は違っていた」ということがないように。その辺の、今おっしゃったような根拠というのはもうしっかりしているんですか。

尼崎大学推進室主任主事 この件に関しては、事前に県の建築指導課に出向いで確認しております。建築基準法第91条で、敷地の内外にわたるときは過半の用途を適用するとはっきり書いてありますので、大丈夫です。

笹木慶之委員 先ほどからありましたように、やっぱりコンプライアンスの問題、危機管理等に関して非常に判断が甘いと思います。何度も同じこと繰り返して、いわんや先ほども平然としてあったごとく説明がありましたが、やっぱりこれは大事な事項だと思いますから、あえて言っておきます。1点は、まず消防から大学に連絡があった際に、電話でっていうのは、これは全く無用ですね。通常の場合、電話でするものじゃないでしょ。それを安易に認めたということ自体は、市としてどう考えているのかと思います。いわんや、またそれをメールでもってやったと。あくまで、公文書主義でしょう、こういう許認可の問題は。まず、その点についてどう思っておられるのか。2点目は、今後絶対あってはいけません、実はこういうケースの場合、あなた方はただ説明すれば済むと思っておられるのか。大学としての責任はどう思っておられるのか。市と大学との関わりについて説明してください。

大谷大学推進室長 おっしゃられたとおり、前室長も文書主義ということを経済等でも発言された中で、こういった確認すべき事項が口頭なりメールだけで済ませたという、議会の中で説明したにもかかわらず、こういった対応をしたということは、大変反省するしかないと思っております。こういったことがありましたので、4月の際には大学推進室から消防への文書で照会をし、消防からも文書で回答を頂いております。本来ならば、これを最初からやるべき、絶えずこういった確認をしていくべきと考えております。

笹木慶之委員 はい、もう1点はどうなりましたか。今言った、起こったこと
に対して、あなた方はそう説明されますが、やはり大学側としての対応
というのは、議会へは全く及ばないということですか。

大谷大学推進室長 この度のやりとりにつきましては、実際にどういう内容の
電話があつてどう聞かれたかということが、私どもは消防と大学には聞
きましたが、消防はこういうふうに伝えたと、大学はこういうふうを受
け取ったということですので、そこはちょっともう確認のしようがない
かと思いますが、危険物を扱うという責任の上からも、大学側にも管理・
貯蔵体制はしっかりと取って、そういった知識等もしっかりとしていく
必要があろうかと思ひますので、実際にちょっとまだこの件につきまし
ては大学とどうこうするという事は検討しておりませんが、今後、こ
の案件につきましては、ちょっと大学と協議をしてまいりたいと思ひて
おります。

笹木慶之委員 はい、私が言っているのは、その中身がどうだこうだというこ
とやなしに、そういった案件について文書でもって処理をしなかったと
いうその事実行だけ。中身の問題、中身にそごがあつたということは
別問題で、文書でもってするという原点が違つておつたからこうなつた
ということの認識を、やはりもう1回きちつとよく整理しておくべきだ
と思ひます。だから、いわゆる行政は信頼性が主ですから、市民に対す
る。それを損ねてしまつたら何もできなくなるということをやつぱりも
う1回よく、こういったことを通して再認識してもらつて、二度と起こ
らないように、やはり厳しく対応してもらいたいと申し上げておきたい
と思ひます。

山田伸幸委員 現在、大学推進室で専門の建築士は今おられるんでしょうか。

大谷大学推進室長 大学推進室の職員は今おります3名で、事務方のみです。

山田伸幸委員 では、建築業法やそのほかの都市計画などに詳しいのは、それぞれの部署にお願いして、その部分の点検をしてもらうということになるのでしょうか。

大谷大学推進室長 用途の見直しの手続はもう都市計画課が主管課になりますので、都市計画課で進めていただくと。こういった事情があるということをお話する中で進めていただくとということになります。建築につきましては、事業があれば執行委任で建築住宅課にお願いし、一緒に業務をしていくということになるかと思います。

高松秀樹委員長 そのほかよろしいですか。これ、大体そもそも当初理科大の完成はいつやったのですかね。

大谷大学推進室長 すいません、ちょっと大変お恥ずかしい話ですが、平成30年度にグラウンドも含めて全て終わる予定でした。

高松秀樹委員長 既に相当遅れておって、さらに、危険物倉庫、薬用植物園、グラウンド、外構ってまだ済んでいないんですよ。済んでいないということは、今後またこういうことが起こる可能性があるのではないかなと思います。決してもうそういうことが起こらないようにしっかり気を引き締めて、完成まで、そして推進室が閉じられるまで、やっぱりやっていただきたいなというふうに思いますので。

山田伸幸委員 例年8月にやっていたオープンキャンパスは、今年はどうなるのでしょうか。

大谷大学推進室長 すいません、ちょっとまだ報告等は受けていないんですが、ただ、今の現状からするとできないのではないかなと。高校の先生方に対する学校の説明会というのも、たしかオンライン形式とホームページに出ていたと思いますので、ちょっとオープンキャンパスについては現

状からすれば難しいのではないかなと考えております。

吉永美子委員　いわゆる大学の外の自治会の皆さんとか事業者の皆さんに、やっぱりより安心してもらおうっていうこともとっても大事なんだけど、中にある学生。今回、本当にコロナのことで、1年生は入ったけど、もう何ていうかな、本当に1年生になりましたっていう実感があるのかないのかっていうぐらいなんですけど、先ほど委員長が言いましたようにいろんなことが遅れていますよね。そういったことっていうのは、学生に対しては、これまでにはこうしていくんですよっていう説明を随時して、不安を取り除いてあげるっていうことはされていますか。

大谷大学推進室長　一応、学生への説明につきましては、大学で行っていただいております。大学とこういった事業の進捗状況とかいうものは、市と大学で協議、先生方と事務局の職員も加わって、説明、協議等はしておりますので、その内容につきまして大学側から学生に対して説明していただいておりますという状況です。

吉永美子委員　要は山陽小野田市立ですから、どこまで本当にちゃんと大学が説明を、もちろんされていると思いますけど、把握をどういうふうにしていますか。学生に対してこういうふうに行っているとか、随時報告いただいているんですか。

大谷大学推進室長　特に、大学が学生に対して説明されて、それがどういったことになったかというのは、特段御報告は受けておりませんが、大学が学生たちと常に話し合う場を設けていらっしゃると思いますので、その中で、学生からこういったことを聞いてくれということもあるようですので、大学からそういった学生から聞いてほしいというものを、私どもに対して質問されて、それに対して回答をしておりますので、もしそういった中で市も出てきてほしいと言われれば、特段私どもも出て行って御説明するというのもやぶさかではないと考えておりますが、特段今、大学

が学生に説明した内容についてどうこうということは、お聞きはしておりません。

吉永美子委員 やっぱり今のコロナの関係でいろいろな時期ですので、なおさらとても敏感であってほしいんですけども、定期的な連絡会議みたいなのは行っておられるんですよね。どういうふうに、例えば今回こういうことについて、話合いとか協議しましょうとか、いろんな、何かこうされておるんですか。

大谷大学推進室長 一応、工事をしている最中につきましては、定期的に行っておりました。現在につきましては、必要があれば、随時、私どものほうから大学にお願いし協議に行きますし、大学側からこういった相談等があればということであればお話しに行っておるという状況です。現在は大学のほうも授業等もしていない中です。事業も今滞っておるという状況で、特段今協議ということはしておりません。コロナの関係でこういったことということはさせていただきましたけど、特段、今は定期的にお話ししておりません。

吉永美子委員 すいません、これから先のことも併せて言うんですけど、やっぱり何が、どういうことがいつ起きてくるか分かんない。そういうときにやっぱり瞬時にやっていくことがとっても大事だと思っていて、市民病院とかは定期的に会議を開いてっていう形をされておられるから、ある意味情報を共有したり情報交換したりができていると思っているわけです。そういったことってとても大事なんだけど、定期的なこの開催を今後やっぱり推進室として、場合によってはほかの部署も巻き込んで、商工労働とかいろいろあるかもしれませんが、その点はやっぱりリーダーシップを取って、推進室が、大学がよりいい大学としてこれから発展していきますように、そこリーダーシップ取るのは推進室じゃないんですかね。そういう定型的な開催を主導していくっていうことは無理なんですか。

大谷大学推進室長 今御意見がございましたので、また大学等とも協議しながら、定期的に大学との意見交換の場、大学が必要に応じて報告等はされておりますので、ただ相手を待つのではなく定期的に情報交換する場ということも検討はしていきたいと考えております。

高松秀樹委員長 はい、ほかよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）そうしたら、これで建築基準法違反事件に係る経過報告については終わりとなります。ここで、森山委員から事前に発言の申出がありましたので、森山委員、どうぞ。

森山喜久委員 すいません。私から委員の皆さん方に提案という形になるんですけど、職員の処分の関係であります。2月25日に公文書の差替え、破棄という形の部分で、市の職員に2か月と3か月の処分が下されました。そのうち、お一人の方は3月末をもって退職と。3か月の懲戒処分を受けた方も、今職場復帰を無事に果たしたところなんですけれども、その一方で、市は当初から言っていたように県警への告発を5月の末に行っている状況になります。この間、この山口東京理科大学の薬学部建設工事について、市議会としても、当初から、もう工期が短過ぎる、人員配置が少ない、それと組織体制のせい弱性っていうのも指摘してきたんですけれども、結局、それにもかかわらず、抜本的な改善がされないまま、結果としてそのしわ寄せが現場の職員に来たのかなというところもちょっと推測される中で、ただ、その公文書の差替えとか破棄することということは、公務員としては断じてあってはならない、許されることではないんですけれども、ただ先ほど言ったようにも、3か月の行政処分を受け、職場復帰を果たしていただいたという中で、今、告発という状況になりました。ただ、そのままですね、告発がそのまま粛々と進み、起訴というふうな形になれば、その職員の職員生命を絶たれる、これ自体は本当に一人の人間の一生を左右する部分でもありますので、行政罰に更に刑事罰を加えるというふうな方法、方策のほうではなくて、

今の状況でいえば、警察若しくは検察庁に対して処分の軽減をするための嘆願書を市議会として出すということで、まず、こちらの理科大の特別調査委員会の委員長名で、議長に要望書を出させていただいて、市議会として嘆願書を出すという方策を検討して、決定していただきたいと思ひまして、ちょっと発言の時間を頂きました。よろしくお願ひします。

高松秀樹委員長　という説明ですが、要は、特別委員会で、委員長名で議長に対して嘆願書を各関係機関に出すようにという要求をしてほしいと。さらに、議長はそれを受けて、各関係機関というのは山陽小野田警察署と山口地方検察庁なんですけど、そこに嘆願書を出してほしいというようなお話でした。これに関して皆さんのほうから何か意見がありますか。

山田伸幸委員　残念ながら、私たちは当事者から何も発言を聞いておりません。確かに、森山委員の言われることよく分かりますが、そういった機会が持てるかどうか。一方的な行政からの処罰の報告は受けましたけれど、本人の言い分が全く分からないので、そういった機会が得られるかどうか、その点どうなんでしょうか。

高松秀樹委員長　この件に関しては、以前説明され、大谷室長はいらっしゃらなかったのかな、総務部長等がこの処分の委員会のときに説明をされて、この当該A職員、B職員がどういう発言をしたかっていうのは、我々も聞いているところだと思います。その上で、委員外議員として長谷川議員が出席をされて、当時の職場環境等についても発言をされておったと理解しておりますので、ここで我々が、このA職員、B職員をここにお呼びしてお話を聞くっていうのは、極力避けたほうがいいのかなど。森山委員の今言われるのは、単純に市は5月の末に告発したという事実に基づいて、市議会で嘆願書を出したいと。別になかったことにしてくれてという恐らく嘆願書じゃなくて、寛大な処分を求めるという嘆願書になると思うんですが、そういう形を出してほしいということでした。

奥良秀委員 普通に考えた場合、今、3か月停職っていうことで、行政処分を受けられたと。普通に考えれば、公文書偽造っていうのは明らかに悪いことですよね。ということを考えれば、やはり公務員としての行政処分を受けたけど、まだ罰は受けてないんですよ。普通の民間で考えれば、例えば飲酒運転しましたと。なら、会社役員の場合であれば、会社を首になりましたと。その次には、やはり刑事罰を受けますよね。公務員だけはそれで助けてあげるっていうのが、ちょっと市民の感情と分かれてくると思うんです。だから私としては内容が明らかに、山田委員も言われましたけど、内容がはっきり分かって、それで、その環境が悪くて罪を犯すというのは、環境が悪くても罪を犯しちゃうんですよ。基本的に。そうならば、本来きちんと精査されて、ちゃんと償いをされた後に、本来そういう場所、悪い場所でやってしまったんですよっていうことを公にされたのであれば、その人を助けてあげればいいと思いますので、まずは、そこをきちんとしていただきたいと思います。だからちょっと、その嘆願書を出すというのは、ちょっと了承は難しいと思います。

高松秀樹委員長 これ、採決して嘆願書を賛成・反対するというわけにはいきませんので、私の名前出すときは、いわゆる全員いいですよっていう形では出していきたいと思います。今奥委員の話について、森山委員からですね、何かあれば発言していただきたいんですけど。

森山喜久委員 確かに、今言われたように、例えば飲酒運転というふうな形であれば、そのの部分に対して嘆願するのはどうなのかというところは正直言っていると思います。ただ、先般の長谷川議員も、委員外議員で出られたときに、そのときの職場状況はどうだったのかという形もあり、実際、職員数が足りないという中で、平成28年、29年、30年と全て課が替わっているんですよ。成長戦略室から大学推進室、そして担当も建築住宅課という形の分で、課が替わる、そして職場環境が変わる、なおかつ市でしていた仕事は大学の現場のほうで仕事をしている。また、市に戻って仕事をするという中で、上司や同僚の退職という状況で、そ

それぞれの職場環境はすごい、いい関係に改善されたというふうな形でなくて、劣悪な状況になっていたと。そういった形を本来、市議会としても、先ほど言ったようにあくまでも、十分な工事期間を設定する中で工事を入念にしていくべきだと。そして、人員も配置されない中で、達成できていませんけども、現場の職員は平成30年度に工事が完了できるように、少しでもそれに近づくように努力をしてきたというふうな中で、先ほど、ただ、繰り返し言いますが、公文書の差替えというふうな形のもの決して許されることではないというふうに、それはあくまでも認識しています。ただ、そういった職場の環境状況とか、そういった追いやられたところ、事実のところを、また、警察にしても、そういったところの情状酌量もしてもらいたいという、そういうところを改めて嘆願してもらいたいというところ、要望していきたいというところを述べさせていただいたというところになります。

高松秀樹委員長 はい、お二人以外にほか、委員の皆さんの意見がある方、お願いします。

藤岡修美副委員長 この件に関しては委員会で、芳司前総務部長が体制を整えるという、建築関係の。技術者も確かに広報等々で募集しているんですけど、改めてまた再度募集を掛けているような状況で、なかなかスタッフの充実が難しいかなと。今回、該当の職員については、結構、頑張っておられたように見受けますし、できれば職員として頑張っていたきたいんで、私は森山委員の意見に賛成です。

高松秀樹委員長 ほかの委員の皆さんは、意見があれば、いいですよ。

奥良秀委員 森山委員からお話があったんですけど、私も一般質問で、これはさせてもらったんですが、当時の室長は、「いいチームができていました」と言われていましたよね。そんなところで、こんな、要は努力、努力はして、もちろん仕事ですから努力はします。努力をして、なら公文

書偽造していいんですか。会社でも、要は従業員が何か背任行為をした場合、会社を首になりますよね。もちろん背任行為ですから、刑事罰を受けますよね。刑事罰を受けて、それでも本当に、要はその人の環境が悪くて、だったら分かりますけど、当時の室長は、「いいチーム」って言われましたよね。なおかつ、前市長も「きちんと体制を整えてやっています」と言われていますよね。それなのに、こういうことをやられたってことは、私はやっぱりきちんと精査されたほうがいいと思います。

高松秀樹委員長 精査って言うと、恐らく森山委員は違う立場を持ってらっしゃるので、そちらの面から精査されておるのかなって気もしておるんですが、それは公に精査をしておりません。今ちょっとこういうふうな状況になって、ちょっと1回休憩してから再開して、それでもまとまらないようだったらですね、ちょっとまた先延ばしします。ここでちょっと25分まで休憩したいと思います。執行部は、退席されても結構ですよ。おられても結構です。では、1回休憩いたします。

午後0時16分 休憩

午後0時30分 再開

高松秀樹委員長 それでは、委員会を再開いたします。休憩前に引き続いて嘆願書の案件の意見をお聞きしたいと思います。そのほか、委員で意見がある方はお願いいたします。

笹木慶之委員 先ほど、お二人の方から意見がありました。まず最初の森山委員の発言を聞いておったときに、私も「おっ」と思って、いかなもんなかなという感じがしました。あくまで主観的な問題を主として捉えてという方向性が、やっぱり少し行き過ぎているんじゃないかなという気がしたわけですが、そもそも考えてみたときに、市議会議員としてこういう立ち位置の中で、こういった問題の取扱いというのは非常に難しい問

題なんですよ。まず、それが原点としてあるということで、じゃあなぜ執行部が行ったかということですが、あくまでこれは客観的事実に基づいて客観的な手法を採られたということですよ。司法におかれては、またこれも客観的事実に基づいて最終的に結論を出されるだろうということです。もちろん、本人からもしっかり事情も聞かれるであろうし、いろんなことも聞かれると。ただ、議会側から、仮に何がしかのものを出すとするならば、それは本人がいろんな形で取調べといいますか、本人の言ったことと、仮に議会側として何がしかを述べた場合には、それはその資料の裏打ちとして使う程度やないかなと思います。そういったことを踏まえて考えれば、まず委員長どうですか、委員長と副委員長で、例えば、許せるならば、原案のようなものを作ってみて、内容を見て精査しないとなかなかものが言えんと思うんです。だから、できればその辺りを踏まえた中で、その意思があるならば作ってみて、中身を精査して結論出してもいいんじゃないかなって思うんですが、いかがでしょうか。

高松秀樹委員長 はい、今そういう意見がありましたけど、いいですか皆さん。このことに関して意見があれば。森山委員が言われることももっとも、奥委員が言われることももっともということで、そうであれば、今笹木委員から先に原案を示して、それでまた意見を聞き直したらどうかという話です。そうであれば、私と副委員長で原案を至急作成をしたいと思っております。既に告発されておりますので、時間的余裕はないと理解しておりますので、早急に作って、またこの会期中に委員会を開催して皆さんの御意見をお聞きした上で事を進めたいと思っておりますけど、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そうしたら、そういうふうにするということに決定をして、この委員会を終わります。お疲れ様でした。

午後0時33分 散会

令和2年（2020年）6月12日

山口東京理科大学調査特別委員長 高松秀樹